（測量・調査及び建設コンサルタント等業務）
次の①から⑤までに掲げる者。
① 予決令第70条に該当する者
② 予決令第71条第１項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者
③ 経営状態が著しく不健全であると認められる者
④ 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量及び建設コンサルタント等）若しくは添付書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
⑤ 営業に関し法律上必要な資格を有しない者

5　競争参加者の資格及びその審査
競争参加者の資格審査は、下記の項目について点数を付与し算定した総合数値をもって行う。
（建設工事）
希望工事種別ごとに次の①に掲げる客観的事項の項目及び②に掲げる特別事項の項目について点数を付与する。
① 客観的事項
イ 一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請をする日の直前に受けた経営事項審査の告示第一の一の１に規定する当期営業年度開始日の直前２年又は３年の各営業年度の希望工事種別ごとの年間平均完成工事高
ロ 告示第一の一の２に規定する審査基準日（以下「客観的事項の審査基準日」という。）において建設業に従事する職員で告示第一の三の１㈠から㈤までに掲げる者（以下「技術職員」という。）の希望工事種別ごとの数（ただし、１人の職員に技術職員として申請できる建設業の種類の数は２までとする。）
ハ 告示第一の三の２に規定する当期事業年度開始日の直前２年又は直前３年の各事業年度における発注者から直接請け負った建設工事に係る完成工事高（以下「元請完成工事高」という。）について算定した希望工事種別の種類別年間平均元請完成工事高
ニ 告示第一の一の２及び３、第二並びに第四に規定する項目（これらの規定中「審査基準日」とあるのを「客観的事項の審査基準日」と読み替えたものをいう。）
② 特別事項
イ 定期の資格審査を行う直前の10月１日（以下「特別事項の審査基準日」という。）の前日までの４年間に完成した工事成績等
ロ 定期の資格審査を行う直前の12月１日の港湾工事用保有船舶能力（港湾土木工事及び港湾等しゅんせつ工事に限る。）
（測量・調査）
次の①に掲げる客観的事項の項目及び②に掲げる特別事項の項目に点数を付与する。
① 客観的事項
イ 申請しようとする日の直前の営業年度の終了日（以下「測量等審査基準日」という。）の直前２年の各事業（営業）年度の測量調査の年間平均実績高
ロ 測量等審査基準日の直前の営業年度の決算（以下「直前決算」という。）における自己資本額
ハ 測量等審査基準日の前日における事業に従事する職員の数
ニ 直前決算における流動比率
ホ 直前決算における自己資本固定比率
ヘ 直前１年における総資本純利益率
ト 測量等審査基準日までの営業年数
② 特別事項
特別事項の審査基準日の前日までの２年間に完成した測量調査の工事成績等
（建設コンサルタント等）
次に掲げる客観的事項の項目について点数を付与する。
イ 測量等審査基準日の直前２年の各事業（営業）年度の建設コンサルタント等の年間平均実績高
ロ 直前決算における自己資本額
ハ 測量等審査基準日の前日における事業に従事する職員の数
ニ 直前決算における流動比率
ホ 測量等審査基準日までの営業年数

6　資格審査結果の通知
「資格決定通知書（港湾空港関係）」により通知する。

7　資格の有効期間
競争参加資格の有効期間は、資格決定の日から平成27年３月31日までとする。

8　競争参加資格を有する者の名簿の閲覧場所
別記２に掲げる地方整備局の閲覧窓口とする。

9　その他
⑴ 特定建設工事共同企業体又は設計共同体としての競争参加者の資格
特定建設工事共同企業体又は設計共同体としての競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事又は設計共同体により参加表明できる業務ごとに別に公示する。
⑵ 復旧・復興建設工事共同企業体としての競争参加者の資格
復旧・復興建設工事共同企業体としての競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等については、別に公示する。
⑶ 会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い
建設工事の一般競争（指名競争）参加資格があるとの決定を受けている者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者（以下、「更生手続等開始決定者」という。）は、各部局の長が定める手続きにより再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。
なお、更生手続等開始決定者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていないときは、競争参加資格が確認されない場合がある。
⑷ 合併等により新たに設立された会社等の取扱い
合併等により新たに設立された会社等とは、次の①から⑤までに掲げる会社等をいい、合併等後の経営事項審査を受けている者は、各部局の長が定める手続きにより再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。
① 合併により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社。
② 親会社がその営業（建設業）の一部を独立させるため新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社。
③ 新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社。
④ 既存の建設業者が他の建設業者から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者。
⑤ 営業（建設業）の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社。
⑸ 次の各号に掲げる場合の建設工事の申請については、持参又は郵送に限るものとする。
① 申請者が経常建設共同企業体である場合。
② 申請者が事業協同組合である場合において、総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望するとき。
③ 申請者が協業組合・企業組合である場合において３⑵の（建設工事に係る添付書類）の⑤及び⑥に掲げる書類を提出するとき。
④ 合併会社又は合併と同等とみなし得る営業譲渡を受けた会社が新たに申請をする場合。
⑤ 申請者が会社更生法に基づく更生手続開始決定又は民事再生法に基づく再生手続開始決定を受けたものである場合において、⑶に掲げる再度の認定を受けていないとき。
⑥ 申請者がグループ経営事項審査又は持株会社化経営事項審査を受けている場合。